

【質問・回答】（※令和2年11月2日、内容一部訂正）

案件名 地下鉄車両・路面電車 抗ウイルス施工業務

No. 1

No.	質問内容	回答
1	<p>仕様書「6 触媒」の(1)に『空気中の気体や水分等と反応し、ウイルスや菌を酸化分解する物質とする。なお、酸化分解反応に特定波長の光や一定の照度を必要とする触媒は原則使用しないこと』とありますが、表面において、光に依らず酸化分解が起きていることはどのような試験において確認したものが良いのでしょうか。特に推奨される試験規格や、試験を実施可能な第三者機関について、ご教示ください。</p> <p>また、光照射が必要な触媒であっても、その光機能とは独立して、暗所でも抗菌・抗ウイルス機能が出るようにつくられた製品もあります。こういったものも、抗菌・抗ウイルス作用において光の効果を必要としておりませんので、本仕様の趣旨に沿うものと思いますが、適用は不可でしょうか。</p>	<p>大学その他性能評価機関等による第三者評価は「表1 性能評価」に定める基準値を満たした試験結果を書面で提出してください。なお、試験実施可能な第三者評価機関を示すことは公平性を保てないことから教示できません。</p> <p>本仕様書では、酸化分解反応に特定波長の光や一定の照度を必要とする触媒は原則使用しないこととありますが、光機能とは独立して暗所でも抗菌・抗ウイルス機能を持っている製品については、上記表1に定める性能評価が満たされるものは、適用可能とします。</p> <p>※当初回答では、私どもの知識不足により一般的に言われている「光触媒」を除外しておりましたと回答いたしました。が、「光触媒」と言われるものの中にも暗所でも抗菌・抗ウイルス機能を有している製品も「光触媒」と言うことが分かりましたので訂正させていただきました。</p>
2	<p>仕様書「6 触媒」の(2)に『3社以上の使用実績があり』とありますが、3社とは鉄道会社のことか、施工会社のことかご教示ください。</p> <p>また、3社以上に制限した根拠をご教示ください。</p>	<p>3社とは、日本国内の鉄道車両会社への納入実績です。</p> <p>3社以上に制限した根拠は、4年以上のメーカー性能保証を要求していること、鉄道車両会社により走行環境が異なることから3社以上としております。</p>
3	<p>仕様書「6 触媒」の(5)に『4年以上のメーカー性能保証ができる書面等を提出できるもの』とありますが、4年以上持続の根拠として、どのような第三者機関による試験が有効か、ご教示ください。</p> <p>※背景：施工対象物件においては、異なる素材の複数の素材に施工することが想定され、各々の素材がさらされる環境（摩擦の回数・強さ・触媒の密着性等）が異なるため、一律に効果の性能を保証することが容易ではないと考えられるため。</p> <p>また、第三者機関ではなく、触媒メーカーの性能試験結果等に基づいて判断する場合、どのような試験条件が適切とお考えでしょうか。</p> <p>※例：効果の持続性の試験方法、塗布基材の材質、当該基材に対する触媒の塗布量、施工現場を想定した負荷（荷重、摩擦回数）の程度等。</p>	<p>4年以上のメーカー性能保証ができる書面等の提出を要求しているため、メーカーのものでも構いません。</p> <p>なお、施工後は効果の持続性を確認するため、2年毎にATP測定等を実施していただきます。</p>